



# 熊本県公報

第 1 2 2 3 7 号  
平成 25 年 8 月 6 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

**公 告**

- 公共測量の実施…………… (監理課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見…………… ( " ) 2

**登 載 依 頼**

- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れの落札者決定…………… (教育政策課) 3
- 平成 2 5 年度第 1 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (熊本県男女共同参画審議会) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 7 4 4 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号）第 2 条第 2 項の規定により公示する。  
平成 2 5 年 8 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 対 象 家 畜
平成 2 5 年 9 月 2 日 (月) 午前 1 0 時 3 0 分	阿蘇郡西原村	馬 1 頭

### 熊本県告示第 7 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 2 5 年 8 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 2 5 年 8 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島八反畑 3 6 7 4 番 5 地先から 同所 4 8 5 4 番 3 地先まで	251.9	一括交安

- 2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 8 月 8 日

公 告

熊本県公告第 4 3 4 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 8 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成 2 5 年 8 月 1 日から 平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日まで	菊池川沿川（菊池市、 山鹿市、和水町及び玉 名市）

熊本県公告第 4 3 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 8 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ南八代店  
八代市平山新町字北割 5 8 4 4 番ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 6 年 2 月 1 日（希望予定日）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4, 3 8 8 平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側 1 9 6 台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 1 5 台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 8 0 . 8 0 平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物南東側 3 0 . 2 4 立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 7 時  
閉店時刻 午後 9 時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2 箇所 建物敷地西側及び南側
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 9 時から午後 3 時まで
- 届出年月日  
平成 2 5 年 7 月 1 9 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課  
平成 2 5 年 8 月 6 日から平成 2 5 年 1 2 月 6 日まで

熊本県公告第 4 3 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により平成 2 5

年3月6日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
Y o u ランド玉名  
玉名市中字寺畑1686番地3
- 2 玉名市の意見の概要  
小売業の地域密着型産業としての性質から、周辺地域の生活環境の保持のため、法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を要望する。  
具体的には、交通安全対策や防災・防犯対策、環境対策などを十分に配慮し、万一不測の事態が発生した場合は、その都度誠意を持った対処を要望する。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成25年8月6日から平成25年9月6日まで

### 登載依頼

#### 熊本県教育委員会公告第5号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月6日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ教室用コンピュータ及び関連機器の借入れ  
ア 教育用コンピュータ 357セット  
イ その他関連機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
東京センチュリーリース株式会社福岡営業部  
福岡県福岡市中央区天神1-13-6
- 5 落札金額（月額）  
1, 124, 130円（うち消費税及び地方消費税の額53, 530円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成25年5月24日

#### 熊本県男女共同参画審議会公告第34号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成25年8月6日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時  
平成25年9月2日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号  
熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議事  
(1) 平成25年度版熊本県男女共同参画年次報告書（案）について  
(2) その他
- 4 その他
- 5 傍聴者の定員  
10人
- 6 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局

(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)

(電話 096-333-2287)